

京都市消防局訓令甲第3号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森澤正一

第2条第4項第1号中「警防司令隊」を「本部指揮救助隊」に改める。

第3条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 副部長は、消防監をもって充て、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その任務を代行する。

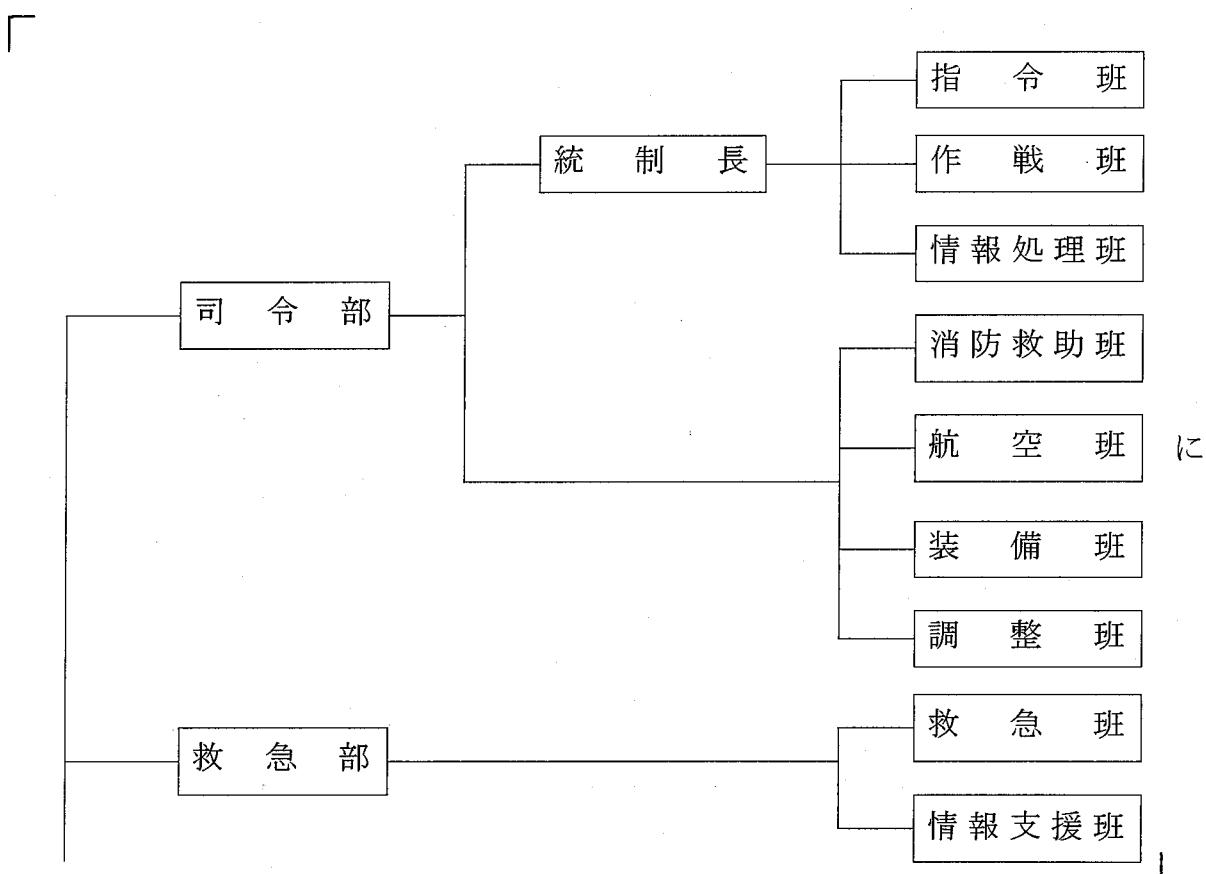
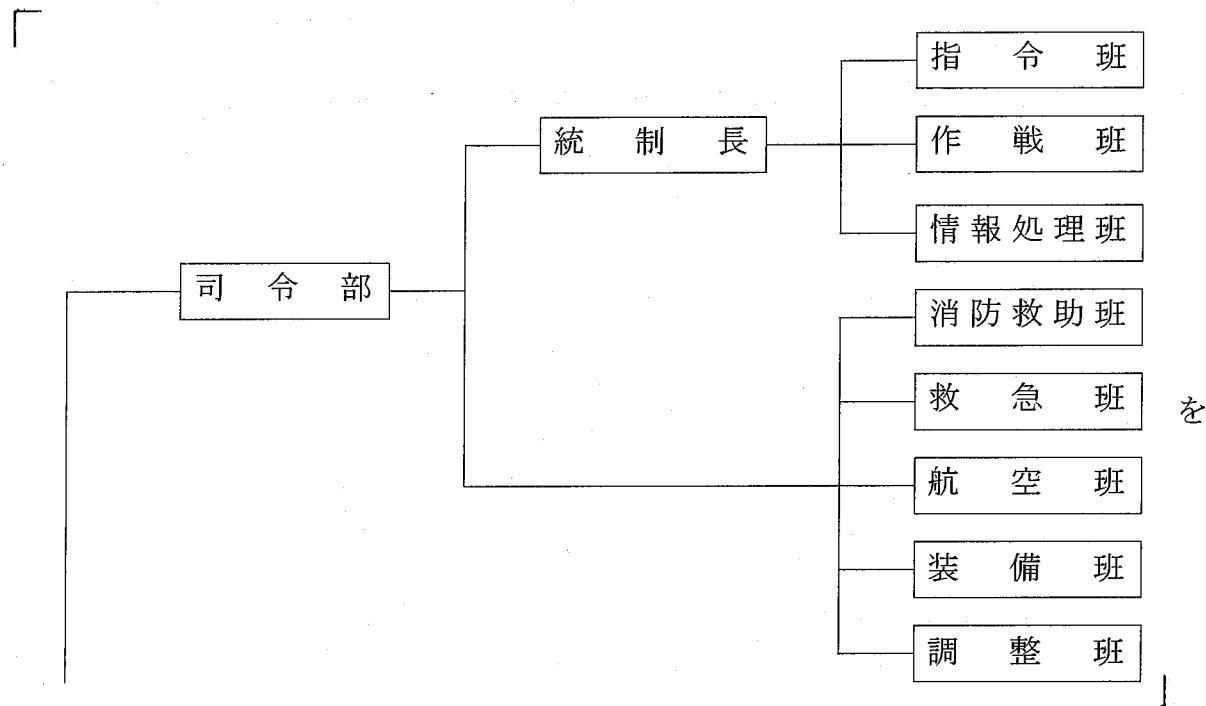
第3条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 局警防本部に副部長を置くことがある。

第6条の見出しを「(本部指揮救助隊)」に改め、同条第1項中「警防司令隊は」を「本部指揮救助隊は、指揮を担当する隊及び救助を担当する隊をもって編成し」に改め、「部隊活動の」の右に「指揮,」を加え、「監察等」を「監察、安全管理、活動評価及び救助等」に改め、同条第2項中「警防司令隊は、警防司令隊長、副警防司令隊長及び警防司令隊員」を「本部指揮救助隊は、本部指揮救助隊長、副本部指揮救助隊長及び本部指揮救助隊員」に改め、同条第3項中「警防司令隊長」を「本部指揮救助隊長」に改め、同条第4項中「副警防司令隊長」を「副本部指揮救助隊長」に、「警防司令隊長」を「本部指揮救助隊長」に改め、同条第5項中

「警防司令隊」を「本部指揮救助隊」に改める。

別表第1, 1備考以外の部分中



改める。

別表第2上京消防署の項中「，特殊災害対策車」を削り，同表南消防署の項中

南 第 1 消 防 隊	ポンプ車
-------------	------

を

南 第 1 消 防 隊	ポンプ車，高発泡排煙車
-------------	-------------

に改め，

南 第 6 消 防 隊	電源照明車
-------------	-------

本 署 を削り，同

表右京消防署の項中「小型はしご車」の右に「，大型はしご車」を加え，

大型はしご車	本 署 を
--------	-------

救急車	本 署 を
-----	-------

ポンプ車，器材搬送車	京北消防出張所
------------	---------

に，

救急車	本 署
-----	-----

右京第2救急隊	救急車
---------	-----

嵯峨消防出張所

を

右京第2救急隊	救急車
---------	-----

嵯峨消防出張所

に改め，同

右京第3救急隊	救急車
---------	-----

京北消防出張所

表西京消防署の項中「高発泡電源車」を「電源照明車」に改め、同表醍醐消防分署の項中「，大型救助工作車」を削り、同表局の項中

警防司令隊	司令車	局本部	を

本部指揮救助隊	司令車	局本部	に、	
	特殊災害対策車、大型救助工作車			
	災害情報収集車、多重情報処理車	局本部		

「装備課」を「消防活動総合センター」に改める。

別表第4指揮者の項中「署本部長」の右に「，本部指揮救助隊長，副本部指揮救助隊長」を加える。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)